

# 広告掲載規約

## 第1条（本規約の目的）

1. 本規約は、株式会社ドーナツカンパニー（以下、「当社」といいます）が、運営するウェブサイトの広告枠に広告を掲載する場合に、広告掲載申込者（以下、「申込者」といいます）が、本規約の各条項を承諾のうえ申込を行うために定めたものです。
2. 当社は、本規約を必要に応じて変更ができるものとし、第2条に定める契約が成立した時点で効力を発生するものとしします。

## 第2条（広告掲載契約の成立）

1. 申込者は、掲載申込書又はこれに類する申込者による広告の掲載の意思を確認できる当社の定める書類又は電子メール（以下、「掲載申込」といいます）の何れかを提出したときに、本規約に同意のうえ当社に広告の掲載を申し込んだものとしします。
2. 当社及び申込者間の広告掲載契約は、当社が、申込者による広告の掲載の申込みに対し承諾の意思表示を行ったときに本規約及び掲載申込に記載された条件で成立するものとしします。なお、広告掲載契約履行上の詳細事項については、必要に応じて都度当社及び申込者協議の上決定するものとしします。

## 第3条（当社及び申込者の義務及び責任）

1. 広告枠に掲載された広告の内容、広告物の制作のために申込者が当社に提供した原稿、画像等の資料（以下「広告主提供資料」といいます）及びリンク先の内容に起因する異議・苦情等（当社が運営するウェブサイト上の広告枠に広告を掲載した場合に限ります。以下、本条において同様としします）はすべて、申込者の責任と負担で解決するものとしします。
2. 当社は、申込者が広告又はリンク先において、ユーザーに対して販売した商品又は提供されたサービスについて一切責任を負いません。これらの商品・サービスに関し、苦情、クレーム、請求等が発生した場合は、申込者の責任と負担で解決するものとしします。
3. 万一、当社が申込者に対して損害賠償の責めに任ずる事態となった場合、原

因の如何を問わず、その金額は申込者が当社に既に支払った広告料金を上限とします。

4. 当社は、別段の合意がない限り、広告の露出回数、クリック回数等についてなんら保証をしません。

#### 第4条（広告料金、支払条件及び支払保証）

1. 広告枠にかかる広告料金は、当社の提供する広告の掲載に対する対価として支払われる料金をいうものとし、掲載申込に広告掲載料金として記載された金額とします。
2. 申込者は、当社からの請求に基づき、請求書に記載された又は当社と別途合意した支払期日までに、広告料金全額を当社の指定する金融機関の口座に振込みにて支払うものとします。
3. 掲載申込に定める支払期日を過ぎても入金がなされていないと当社が判断した場合には、広告掲載契約の成立後であっても、当社は当該申込者が申し込んだ全ての広告の掲載等を拒否又は中止できるものとします。

#### 第5条（著作権等）

1. 申込者が当社に入稿した原稿に関する著作権その他の一切の権利は申込者に留保されるものとします。
2. 申込者が広告物の制作を当社に委託した場合、当該広告物に関する著作権その他一切の権利は当社に帰属するものとします。但し、当該広告物中、申込者が、広告物の制作の委託にあたり、当社に使用を認めた商標、標章、商号、ロゴその他委託時点において申込者に帰属している権利にかかる部分は除きます。
3. 当社は、広告枠に掲載する申込者の広告物を、当社又は当社のサービスの広告宣伝又は販売促進等に利用する場合があります、申込者は予めこれを承諾するものとします。

#### 第6条（機密保持）

当社と申込者は、広告掲載契約の履行に関し知り得た相手方の機密事項について、相手方の書面による承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとします。

## 第7条（個人情報の利用）

1. 個人情報とは、広告枠に掲載された広告を通じて申込者が直接・間接を問わず取得した、第三者（法人に所属する個人を含みます）の名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、性別・年齢・生年月日・職業・クレジットカード番号・各種会員番号・各種パスワードをはじめとする、第三者に関する一切の情報をいいます。
2. 申込者は、広告枠への広告の掲載により取得した個人情報を、その本人に対し広告主のサービス・営業にかかる情報を提供する目的又は本人より事前に同意を得た目的以外では使用してはならないものとしします。

## 第8条（個人情報の管理）

申込者は、広告枠への広告の掲載により取得した個人情報を、本人の事前の了解を得た第三者以外のいかなる第三者にも開示又は漏洩してはならないものとしします。

## 第9条（権利譲渡の禁止等）

申込者は、当社の書面による承諾を得ない限り、本規約及び広告掲載契約から生ずるいかなる権利も第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとしします。

## 第10条（広告掲載契約の解除）

1. 申込者が、次の各号の一に該当したときは、当社は、何ら通知催告を要せず直ちに広告掲載契約の全部又は一部を解除することができるものとしします。かつ、生じた損害の賠償を申込者に請求することができるものとしします。
  - ① 本規約に違反したとき
  - ② 差押、仮差押、仮処分、保全差押、強制執行、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
  - ③ 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停申立、若しくは破産その他破産手続開始の申立がなされたとき
  - ④ 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき

- ⑤ 反社会的勢力等との関わりがある事情が発覚したとき
  - ⑥ 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りを発生させたとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ⑦ 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
  - ⑧ 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑨ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ⑩ 広告又はリンク先（当社ウェブサイト上の広告枠に広告を掲載した場合に限ります）の記載内容が各種法令に違反している、又はそのおそれがあるとき、若しくは不適切であると当社が判断したとき
  - ⑪ 上前号のほか、申込者の広告の掲載を継続することが当社の利益又は信用を損なうと当社が判断したとき
  - ⑫ 記各号に準ずる事由が生じたとき
2. 前項に基づき当社が広告掲載契約を解除した場合、申込者は、期限の利益を喪失し、当該広告掲載契約に基づく広告料金の未払部分を直ちに当社に支払うものとします。
  3. 広告掲載契約成立後、当社又は申込者（双方の役員・従業員を含む）が情報漏洩、犯罪行為その他法令若しくは社会道徳に反する行為を行い、又は関与した場合で、当社又は申込者が広告掲載を開始又は継続することが自己又は双方の利益に反すると判断した場合には、当社又は申込者は、双方協議の上、広告掲載を一時的に中断し、又は広告掲載開始を延期することができるものとします。
  4. 前項の場合、当社又は申込者は、広告掲載の一時的中断又は広告掲載開始の延期の決定より相当期間経過した後において、相手方が要求した場合には、広告掲載の再開又は広告掲載開始につき、協議を行うものとします。

#### 第 11 条 （広告掲載の中止）

1. 当社は、以下の各号の事象が発生した場合には、当社の運営するウェブサイト上の広告掲載の全部又は一部を中止することがあります。
  - ① 当社の運営するウェブサイトの保守上又は工事上やむおえない場合
  - ② 天災地変、通信事業者によるサービス停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキングやクラッキング等不正アクセス、その他当社の責

めに帰すことのできない事由による場合

③ その他当社が当社の運営するウェブサイトの中断が必要と判断した場合

2. 当社は、前項の規定により広告掲載の中止をする場合は、あらかじめその旨を申込者に通知するものとします。ただし、緊急やむおえない場合はこの限りではありません。

#### 第 12 条 （裁判管轄）

広告掲載契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 13 条 （協議事項）

本規約に定めのない事項その他本規約に関し当社及び申込者間において解釈に疑義を生じた事項については双方誠意を持って協議し、円満な解決を図るものとします。

以上